

福 島 県 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 抄 録

1	開催日時	令和2年2月27日（木）午後1時30分から
2	開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3	出席者	鈴木淳一教育長、1番 蜂須賀禮子委員、2番 浅川なおみ委員、3番 正木好男委員、4番 岩本光正委員、5番 吉津健三委員
4	議事内容及び経過	
(1)	開会	午後1時30分、教育長から臨時会の開会が告げられた。
(2)	会議録署名委員の指名	教育長から、蜂須賀委員と浅川委員が会議録署名委員として指名された。
(3)	会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4)	記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5)	政策監提出理由説明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第1号については、福島県立高等学校学則の一部を改正するもの。 議案第2号については、福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則を制定するもの。 議案第3号については、第4次福島県子ども読書活動推進計画を策定するもの。 議案第4号については、中高一貫教育後期実施計画を策定するもの。 議案第5号については、令和元年度2月補正予算案のうち教育委員会関係部分について、

<p>(6) 会議（一部）非公開</p> <p>(7) 議案審議 議案第1号</p>	<p>教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第6号については、令和2年度における教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の教員系職員の人事案について諮るもの。</p> <p>議案第7号については、市町村公立学校長の人事案について諮るもの。</p> <p>議案第8号については、県立学校長の人事案について諮るもの。</p> <p>報告第1号については、令和2年度における教育庁及び教育機関の教員系の主要職員の人事案について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、市町村公立学校副校長及び教頭の人事案について御報告するもの。</p> <p>報告第3号については、県立学校副校長及び教頭の人事案について報告するもの。</p> <p>報告第4号については、県が訴えられた授業処分取消請求事件の判決の内容について報告するもの。</p> <p>報告第5号については、令和3年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第8号及び報告第1号から報告第5号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第1号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
---	--

<p>議 案 第 2 号</p>	<p>福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則について（議案第2号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 3 号</p>	<p>福島県子ども読書活動推進計画（第4次）について（議案第3号）、社会教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>岩本委員：基本方針1の中の「子どもの発達段階に応じた読書活動の推進」について、小学校の場合、低学年、中学年、高学年があるが、その学年に応じた年間計画を立てるということで良いか。</p> <p>社会教育課長：本計画には子どもの発達段階に応じた読書活動の主な取組を、例えば幼稚園や小学校、中学校など、その時期にどのようなことをやっていくかということを記載している。質問のあった小学校の低・中・高学年に応じた取組としては、読み聞かせや、一斉読書、友人同士の関わりを通じた読書への動機付けなど、その学年ごとにバランスを考えながら実施していき、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進していきたいと考えている。</p> <p>岩本委員：障がい者用の図書で、触る絵本というものはどういうものなのか具体的に教えてほしい。</p> <p>特別支援教育課長：ふわふわしているなど、触感を楽しむもので、例えば動物の絵に毛糸などが付いており、触りながら読み聞かせを行うものである。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、令和2年2月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>

<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 4 号</p>	<p>中高一貫教育後期実施計画について（議案第4号）、県立高校改革室長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 5 号</p>	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第5号）、財務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 6 号</p>	<p>令和2年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長（教員系）の人事について（議案第6号）、令和2年度市町村公立学校長の人事について（議案第7号）及び令和</p>
<p>議 案 第 7 号</p>	<p>2年度県立学校長の人事について（議案第8号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 8 号</p>	<p>2年度県立学校長の人事について（議案第8号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(10) 報 告 事 項</p>	
<p>報 告 第 1 号</p>	<p>令和2年度教育庁及び教育機関の主要職員（教員系）の人事について（報告第1号）、令和</p>
<p>報 告 第 2 号</p>	<p>2年度市町村公立学校副校長及び教頭の人事について（報告第2号）及び令和2年度県立学校</p>
<p>報 告 第 3 号</p>	<p>副校長及び教頭の人事について（報告第3号）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>報 告 第 4 号</p>	<p>訴訟判決について（報告第4号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>報 告 第 5 号</p>	<p>令和3年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験について（報告第5号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(11) 次 回 の 日 程</p>	<p>令和2年3月23日（月）午前10時に定例会を開会することが確認された。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>午後2時15分、教育長から閉会が告げられた。</p>